

第3回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和4年8月5日（金）午後2時～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

4階共用会議室

（事務局）

定刻より若干過ぎておりますけれども、ただいまから令和4年度第3回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、本日の審議会は公開となっております。

それでは、以後の議事の進行について、会長にお願いしたいと思います。

（会 長）

それでは、議事に入ります。新潟県最低賃金の改正につきまして、まずは専門部会の審議結果を部会長から報告していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

（部会長）

それでは、報告いたします。

専門部会では、令和4年7月4日に付託された新潟県最低賃金の改正決定について慎重に調査審議を重ねてまいりましたが、全会一致には至りませんでした。採決を行いました結果、賛成多数により、配布してあります報告書別紙1のとおり「新潟県の最低賃金を31円引き上げ、1時間890円とする」結論に達したことをご報告いたします。そのうえで、当専門部会としては、審議する中で特に使用者側委員からご主張のありました「中小・小規模事業者は継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、引き続き政府に対し強く要望すべきである」ことを報告書の中で申し添えさせていただきます。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額831円）は、令和2年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったところです。

以上でございます。

（会 長）

それでは、先ほど配布いたしました「新潟地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解」

というものについて、要約を事務局から説明していただきます。

(室 長)

皆さん、お疲れさまです。賃金室長の小柳です。私から、公益委員見解の概要についてご説明申し上げたいと思います。

今ほど部会長からもご報告がありましたけれども、この間、8月1日以降4回に渡って議論を行っていただいたところです。

まず、労働者側の主張について、概略に触れたいと思います。主に3点ありました。地域別最低賃金、これは、セーフティネットとしての役割を果たすことができる水準でなくてはならない。これは、ウイルス禍であろうがなかろうが関係がないと。労働基準法1条の労働者が人たるに値する生活を営むことのできる水準でなくてはならないということでございます。現在の新潟県の最低賃金 859 円でございますけれども、これを法定通りフルタイムで働くと月額で 14 万 4,312 円、これらから税金や社会保険料を納めて差し引くと健康で文化的な生活が可能かどうか疑問である。連合が独自で算出した労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準、リビングウェイジの最新データでは、新潟県で単身で 1 D K の賃貸、それから車なしで生活するには、最低でも時給 1,000 円が必要となるということでございます。言うまでもなく、この生計費には今年に入ってから急激な物価上昇、これは生活者に与える大きな影響があるわけですが、これを加味して考慮しなければならないということでございます。

2 点目は、地域間格差と雇用形態間格差を是正しなければならないということでございます。経済財政運営と改革の基本方針 2022 においても、最低賃金は地域間格差にも配慮しながら、できるだけ早期に最低賃金の全国加重平均 1,000 円以上となることを目指し、賃上げに取り組むとしております。現在、新潟県の最低賃金は、全国平均より 71 円低く、全国平均の 92.4 パーセントでしかない。年間では 14 万 3,136 円もの差が生じている。同じ C ランクの中でも一番高い北海道とは 30 円もの差があります。C ランク平均 867 円と比べても 8 円も低いのが現状です。雇用形態間格差については、県内労働者の賃金水準のことを言っています。最低賃金の水準が高卒初任給との整合性が必要であるということでございます。国会答弁においても、労働者の賃金水準は高卒初任給を参考にしている旨述べています。

3 点目は、今春の連合新潟の賃上げ状況は、月例賃金でも 5,346 円、2.05 パーセントで、過去 15 年で一番高い水準となっているということでございます。昨年の回答妥結額より今年が上回っている組合が 92 組合、うち 300 人未満の組合が 72 組合と、中小企業の賃上げの意識が高まっていると言える。しかしながら、これらの妥結額は、連合新潟の実態調査

では急激な物価上昇部分を含まないものであるということを確認しているということでございます。同様に、中央賃金審議会の答申の中でも、今年4月以降に上昇している消費者物価指数の動向が十分勘案されていない可能性があるとの見解が出されています。一方、企業の募集賃金は、昨年度と比較すると軒並み上昇している。また、倒産情報によると、企業倒産はウイルス禍においても増大しているわけではなく、最低賃金が大幅に引き上げられたことにより倒産件数が増えたという事実もない。中小企業の2021年度の設備投資実績は3年振りに増加し、2022年度はさらに増加する見通しとなっているなど、企業の支払い能力が昨年度以上にあるということです。

以上により、中央最低賃金審議会の公益委員見解を尊重しつつも、新潟県の実情を勘案し、35円引き上げて894円とすることが望ましいと主張したということです。その後の会議における議論、個別折衝を重ねた結果、32円の引上げを主張されました。

次に使用者側の主張です。一つは、物価上昇の中にあって最低賃金を引き上げる必要はあると認識しているということでございます。

2点目は、改定額は最低賃金の3要素について県内の状況を可能な限り客観的な統計や調査等に基づき検討して、地方最低賃金審議会として自主的に決定するべきということでございます。

3点目は、中央最低賃金審議会公益委員見解については、企業の支払い能力の厳しい現状について十分反映されたとは言い難いうえ、物価下落時の考え方や物価が停滞していた昨年度までの目安額についての説明もなされていない。また、賃金上昇率については、今年7月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるとしているけれども、物価動向は数多くある経営者の賃上げの判断要素の一つにしかすぎない。賃金が物価動向にそのまま連動するような認識は誤っているということでございます。

4点目は、通常の事業の支払い能力については、県内では供給面の制約や原材料価格の高騰により途上にある持ち直しの動きが鈍っているなど、利益確保が厳しい状況にある。また、日銀の新潟支社の発表では、企業の業況はコロナ禍前への回復は見られず、利益の見通しが前年度比大幅マイナスとなるなど、県内景気は新型肺炎の影響から引き続き厳しい状況下であり、持ち直しの動きは鈍化していると評価され、企業収益の評価も下方修正された。

5点目です。生計費は客観的なものとして法的にも公にもセーフティネットとされる生活保護の最低生活費に物価上昇分を加えても、現在の最低賃金はそれを上回っているということでございます。

6点目、コストプッシュインフレ下で企業収益が圧迫される中、最低賃金近傍の生活困

窮者に対する社会的支援の検討もなく最低賃金を大幅に引き上げることは、コロナ禍が続く中、中小・小規模事業者を狙い撃ちしてしわ寄せをするものである。

7点目です。中小企業の支払い能力は限界を超えている。今後の景気回復がなければ、会社を廃業するか、低賃金労働者から解雇していく方法しかない。そういう声もあるということです。

8点目、改定に当たって、助成金等の支援の情報は届かない、要件に合致せず利用できない事業者もいる。中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、再度政府に強く要望する。

以上により、引上げ額は、新潟商工会議所令和4年賃金改定に関する経営者意識調査の結果の加重平均1.2パーセントを根拠に11円の引上げ、870円とするべきと主張をしました。その後の会議における議論、個別折衝を重ねた結果、18円の引上げを主張したということでございます。

4、公益委員見解です。本年度の新潟県賃金の改正に際しては、中央最低賃金審議会の公益委員見解に示している新型コロナウイルス感染症拡大による県下の経済、雇用、労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、雇用の維持が最優先であることを踏まえ、本部会において法に定める3要素、これを考慮した審議を行い、以下の論点が示されたところであるということです。

一つ目が賃金です。賃金に関する指標を見ると、県内の春季の賃上げ妥協状況の賃金上昇率が2.0パーセントを超えています。ここ数年低下してきた賃金引き上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果を見ると、第4表における賃金上昇率、Cランクですけれども、これは1.6パーセントであった。第4表は、目安審議における重要な参考資料であって、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。ただし、第4表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払い能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るにあたっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性がある。そういう点にも留意が必要である。

二つ目、労働者の生計費についてです。労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数、この対前年同期比によると、新潟市の持ち家の帰属家賃を除く総合では、今年4月に3.5パーセント、5月に3.5パーセント、6月に3.3パーセントと、全国指数を上回る上昇が継続しているということです。必需的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴って、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、労働者の生計費については、最低賃金に近

い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案する、そのような必要もあるだろうと。

三つ目は、通常の支払い能力についてです。通常の事業の賃金支払い能力については、一部の産業や企業ではなくて全産業や企業全体の賃金支払い能力、これを指すと解されます。関連する指標を見ると、国内の経済動向はコロナ前の水準への回復が見られ、業況判断DIを見ても日銀短観では、中小企業の景況調査において、令和2年4月から6月のマイナス66.7から、今年4月から6月期にはマイナス19.4となっているように、コロナ禍からの改善傾向が見られる。それから、新潟県においても同様に業況感DI値は令和2年4月から6月のマイナス65.3から、今年4月から6月期にはマイナス20.3となっており、改善傾向にあると言える。ただし、宿泊業、飲食サービス業においては、全国的には現在もコロナ禍の影響が見られ、今年1月から3月期の売上高経常利益率はマイナス4.5パーセントとなっています。また、足下では国内企業物価指数は9パーセントを超える水準で推移している中で多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営が厳しい状況にあると考えられます。このように企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料等の高騰によって賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があるということです。

これらを踏まえて、総合的な判断です。

一つは、賃金については、春季の賃上げ妥結状況における賃上げ水準が反転していることに加えて、今年の賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇、これは平成14年以降最大であるものの、当該結果には今年4月以降の消費者物価の上昇分が十分に勘案されていない可能性がある。

二つ目が、労働者の生計費については、必需品的な支出項目にかかわる消費者物価の上昇も勘案すれば、今年の引上げ率は今年4月の持ち家帰属家賃を除く総合が示す全国平均の3.0パーセント、これを一定程度上回る水準とすることが考えられます。さらに、最低賃金について政府ができる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。一方、通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況においてコロナ禍からの改善傾向が見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引き上げ率の水準には一定の限界があると考えられるということです。これらの論点をめぐって労使委員から本部会

に提出された各種統計資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、労使双方の見解はそれぞれ十分に合理性を有するものと受け止めることができます。

そのうえで、労使双方の歩み寄りに向けた熱心な努力にもかかわらず全会一致に至らなかった現段階において、公益委員としては以下の理由により中央最低賃金審議会から提示のあった目安並びに労使双方の意見を総合的に勘案して地域の経済、雇用の実態を見極めた結果、目安に1円上乘せした31円としたということです。

新潟県の最低賃金は全国平均より71円低く、Cランク平均867円と比べても8円も低いのが現状であり、地域間格差の改善が必要である。経済財政運営と改革の基本方針2022においても指摘しているとおり、できるだけ早期に最低賃金の全国加重が1,000円以上となることを目指し引上げに取り組むとされています。こうした改善は、継続的に取り組む必要がある。また、新潟市の消費者物価指数の上昇率は、今年4月以降全国平均を上回る状態が続いている。

政府への要望。目安額の検討にあたっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあって、結果としてこの3要素のうち特に労働者の生計費を重視した目安額としました。このため、今年度の目安額は、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものであると言わざるを得ません。中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善に引き続き取り組むことを政府に対して要望する。生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取り組みを求めるとともに、特に事業所内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金、これについては要件緩和や原材料費の高騰にも配慮したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金についても、地域間格差にも配慮しつつ、引き上げて行くには特に最低賃金が相対的に低い地域において中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、政府に対し、業務改善助成金について最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を要望する。これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

最後に、本部会における今年度の審議において、労使双方が真摯な姿勢で臨まれ、各種データをもとに互いの理解を深くし、全会一致に向けて歩み寄ろうと努力された結果、建設的な議論を行うことができた。このことに最大限の敬意を表するとともに、衷心より感謝申し上げます。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま報告をいただきましたように、まず専門部会では全会一致に至りませんでした。専門部会の報告のとおり、新潟県最低賃金の改正することにつきまして、当審議会で改めて議決したいと思います。その議決に先立ちまして、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題(2)「新潟県最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。今ほどの部会長報告について、採決を行います。部会長報告のとおり最低賃金の改正につきまして、部会報告のとおり引き上げることに對して賛成の方は挙手をお願いいたします。事務局、確認してください。

(室長補佐)

賛成9人です。

(会 長)

どうもありがとうございます。

それでは、部会報告のとおりに引き上げることに對して、反対の方は挙手をお願いいたします。

(室長補佐)

反対5名です。

(会 長)

それでは、採決の結果、賛成9人、反対5人で、賛成多数によりまして専門部会報告のとおり決定いたします。

それでは、答申したいと思いますので、事務局で答申文の案の準備をお願いいたします。

(室長補佐)

少しお時間をいただきたいと思います。これから配布いたします。

(会 長)

それでは、答申文の案を事務局から読み上げてもらいます。

(指導官)

新潟県最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和4年7月4日付け新労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、中小・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備に取り組むよう、引き続き政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地

域別最低賃金額決定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和2年10月1日発効の新潟県最低賃金（時間額831円）は令和2年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1、新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域。新潟県の区域。
- 2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間890円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日。法定どおり。

別紙2につきましては、省略させていただきます。以上です。

（会長）

ありがとうございました。ただいまの答申の内容につきまして、何かご異議はございますか。

（「異議なし」の声）

よろしいでしょうか。それでは、答申文の案のとおり答申いたします。

（事務局）

報道陣の方、撮影のご用意をお願いいたします。

（会長）

それでは、答申いたします。

（労働局長）

ありがとうございます。

（会長）

では、以上をもちまして、新潟県最低賃金を局長に答申いたしました。関係委員各位のご苦勞に感謝いたします。

それでは、局長からあいさつをお願いいたします。

（労働局長）

それでは、私から一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

ただいま、新潟県最低賃金の改正につきましては、答申をいただきました。今年の7月4日に諮問させていただいて以来、委員の皆様におかれましては、ご多用かつ猛暑にもかかわらず真摯にご議論いただきましたこと、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。特にこの7月からは新型コロナ感染者の急増、そして猛暑、つい昨日、一昨日の話

ですが、線状降水帯による異常気象など、まさに大変な時期に皆様方には公労使それぞれのお立場からご意見をいただきながら、慎重かつご熱心なご審議をいただきましたこと、重ねて感謝申し上げたいと思います。

今回の答申を受けまして、我々事務局といたしましては、異議申出の公示等の諸手続きを経て新潟県最低賃金を決定することになりますが、決定後は改定される最低賃金の県内隅々までの周知が我々の使命であり大切なことだと考えておりますので、この周知徹底に最大限努めてまいりたいと思っております。加えて、今回の改正によりまして大きな影響を受けられます事業者の皆様方に対し、先ほどの公益委員の見解の中にもありましたが、政府への要望ということで、我々としても真摯に受け止めさせていただきたいと思っておりますが、これまで以上に各種の支援策につきましてご案内するとともに、またご利用いただけますよう、ていねいなご説明などに努めてまいりますので、引き続き委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思っておりますのでございます。

労働局といたしましても、労働者並びに事業主の皆様方に寄り添う行政を心掛け、引き続き各種の施策に取り組んでまいることを改めて申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(会 長)

それでは、今後の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、異議の申し立ての日程についてご説明申し上げたいと思います。

本日、新潟県最低賃金の改正決定についてご答申をいただきましたので、最低賃金法第11条並びに最低賃金法施行規則第8条に基づき本日公示を行い、公示の日から15日経過した日である8月22日までを異議申し立て期間と定めます。異議申し立て期間終了後の8月23日午前10時から開催予定の第4回本審で、申し立てのあった異議の取り扱いについてご審議いただくこととなります。なお、8月23日の審議の後、官報公示を行い、10月1日の発効予定となります。以上でございます。

(会 長)

それでは、続きまして議題3に移ります。議題3は「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

特定最低賃金の申し出についてご説明したいと思います。資料 1番、2番をご覧くださいと思います。

ご承知のとおり、現在、本県の特定最低賃金は、「新潟県電子部品・デバイス・電子回

路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、それから「新潟県各種商品小売業」及び「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」の3業種がございます。今般、これら3業種すべてから特定最低賃金改正の申し出がございました。このうち「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」については労働協約ケースとして、「新潟県各種商品小売業」につきましては公正競争ケースとして申し出がなされましたことを報告いたします。

なお、各申し出を審査いたしましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので、受理いたしました。従いまして、これから改正の必要性について局長から諮問させていただきたいと思っております。

（室長補佐）

それでは、局長から特定最低賃金の改正決定の必要性について諮問させていただきます。委員の皆様は、資料 1 をご覧ください。報道の方は、撮影の用意をお願いします。

（労働局長）

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について貴会の意見を求める。記、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」最低賃金。「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」最低賃金。「新潟県各種商品小売業」最低賃金。

以上でございます。よろしく申し上げます。

（会 長）

ただいま、既存の3業種にかかる特定最低賃金の必要性について諮問を受けました。関連する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

お手元の資料 1、それから2番、それから3番をご覧くださいと思います。資料 3には、それぞれの申し出の抜粋でございます。いずれも必要書類、例えば労働協約、あるいは申し出の理由などが提出されております。必要事項についても、記載されていることを事務局で確認しているところです。

資料 2の一覧をご覧くださいと思います。まず、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」でございます。この資料と併せて、お手元にございましたら最低賃金決定要覧の34ページもご覧くださいと思います。適用労働

者数、これは1万9,711人ですけれども、申し出者が代表する基幹的労働者数6,310人ですので、対象労働者としては32パーセントということになります。これは、概ね3分の1以上という要件を満たしていると事務局では見ているところです。

続きまして、「各種商品小売業」については、適用労働者数は6,163名、そのうち今回代表する期間労働者数は5,909人、対象となるものが89.4パーセント、同様に概ね3分の1以上の要件を満たしていると考えているところです。

最後になりますが、「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」については、適用労働者数は6,382人、代表する基幹的労働者数は2,493人、39.1パーセント、これについても要件を満たしているということを確認しているところです。

以上、事務局からご報告させていただきます。

（会長）

ただいまの報告につきまして、何かご質問があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今度は、今の3業種のそれぞれの順番に、特定最低賃金改正の必要性について審議していきたいと思います。はじめに、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の最低賃金についてでございます。労働者側からご意見を伺いたいと思います。

（桑原委員）

電子部品製造等の業種につきましては、労働協定ケースの申し出でもあり、例年どおり労使のイニシアティブをもって必要性ありとしてこの後の金額審議につなげていければと思っているところです。よろしく申し上げます。

（会長）

続いて、使用者側からのご意見を伺いたいと思います。

（徳武委員）

使用者側といたしましては、今回申し出の労働協約の適用労働者数の割合が、0.32というところがございます。こちらは「概ね3分の1以上」と定められているわけですけれども、「概ね」というのはとりあえず置いておきまして、3分の1ということであれば割り切れませんので33.33ということですが、私どもは33.3と認識をしています。この特定最低賃金につきましては、県最低賃金と同様に関連する業種の労働者に対し、罰金付きの法的強制力をもって一律に適用されるということと、3分の1のものについては協約があって、残り3分の2の例えば会社の資本関係も無いような、そのような関連のない3分の2まで規制してしまうということから、この3分の1というのは慎重かつ厳格に考え

るべきだと思っております。従いまして、私どもとしては、33.3を下回るということについては認められないと考えています。ただし「概ね」ということについておりますけれども、私どもは、この概ねにつきましては、何かやむを得ない理由があつて33.3に至らないということであれば、それは考慮すべきだと思っておりますけれども、現段階では、私どもとしては、これは改正の必要が認められるものとは考えておりません。

(梅野委員)

これまでも申請をさせていただいております。単年度だけ、今年だけ、どうしても32パーセントであったというものの、あくまでも「概ね」という言葉がついております。この「概ね」に対して規定がないのはご存知だと思いますし、どこまでが対象かというのは分からないわけですが、あくまでも常識的な範囲で考えると、調べたところ8割程度までは「概ね」が適用されるという話も聞いています。さらに、適用労働者数の人数が平成28年度の数であつて、今現在の正確な人数ではないということも考えると、やはり「概ね」という言葉をつけないときちんとしたデータにはならない。従つて、やはり「概ね」という文言がついていると思います。従つて私どもとすれば、今年も審議させていただいて、しっかりと上げていきたいという思いでおりますので、ぜひともご理解を賜わればと思つています。

(会長)

いかがでしょうか。

(徳武委員)

今ほど、委員からご意見がございましたけれども、「概ね」の範疇につきましても、ここで議論をし始めると時間がありませんので、とりあえずそれは置いておいて、少なくとも私どもの認識とは違つて思つております。先ほども申し上げましたけれども、私どもとしては、現段階では認められないと考えておりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、何か理由があるのであれば、それはきちんとお聞きしていく必要があると思つています。即ち、ここで必要がありませんという結論づけをするのではなくて、もしご同意いただけるのであれば、例えば別途会議を設けるなどして事情をよくお聞かせいただいで、そのうえで判断するということもできるのかなと思つておりますけれども、その辺はいかがお考えですか。

(梅野委員)

別途会議というのは、どのような会議なのでしょう。

(徳武委員)

昨年、「各種商品小売業」の合意で検討小委員会という組織を設けて、そこで改正の必

要性について話し合いが行われていましたけれども、そのような形がいいのかなと思っておりますけれども。

(桑原委員)

今回の申し出が少し例年よりも割合が少ないことの理由がここで述べられれば、それでご理解いただけますか。

(徳武委員)

ここで述べていただいてけっこうなのですけれども、ご説明の準備はございますか。

先ほど申し上げましたとおり、私ども、何かやむを得ない事情は何だと言われると、私どもも具体的にこうだと例示はできないのですけれども、少なくともそれは今の業種の中の皆様のご事情と受け止められるので、やむを得ない事情とは言えないのではないかと考えるのですけれども、このままですと、私ども、そういうことであれば必要性はないですという結論づけをするしかなくなるのですけれども。

(梅野委員)

しかし「概ね」ということが書かれているわけですから、この「概ね」をまったくなしにして、必ず3分の1ということは言えないわけですよ。

(徳武委員)

そうすると、では「概ね」はどこまでが範囲なのかという議論をしなければいけなくなりますけれども。

(梅野委員)

どこにもそういう書かれている文言はないわけですよ。だから「概ね」で処理してきたわけですよ。これまでも。

(徳武委員)

ですので、では、ここで「概ね」というのをどうするかという議論を、してもいいということですか。

(梅野委員)

それは、新潟だけで決められるものではなくて、全国的に「概ね」とはどういうものかと決めないと。でも、新潟は95パーセントまでです、大阪は80パーセントまでですだと、それはおかしな話ですよ。中央で決めるべき話ではないでしょうか。

(徳武委員)

それは、各個別の県で決めるのだから、それは我々個別の県で決めればいいのではないですか。

(梅野委員)

個別の県で決めるようなものではないでしょう。それであれば、この要覧にすべてこの県は何パーセント、この県は何パーセントと書いてもらわないと、ここだけ、内輪だけで話をするものではないですよ。

(桑原委員)

でも、今回、事務局で要件を満たしているということで受け付けています。

(徳武委員)

いえ、事務局は、要件を満たしたと見積もっているということで、事務局が要件を満たしているかどうか決めるのですか。

労働協約ケースの改定の審議があっても、……。そこは我々が決めることであって、事務局が3分の1ですと言うと決まるのでしょうか。私ども、それでは何も言うことはないのですけれども。私ども、では、3分の1だと事務局が言っているからOKだと言って、3分の1でOKだと事務局が言っているから、ではそうなのですねと、言うことは何もありません。

(会長)

進め方につきまして、今、そういう提起がございました。これについて少し検討したいと思しますので、暫時休憩を入れたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

……(休憩)……

(会長)

よろしいでしょうか。大変長らくお待たせして申し訳ございませんでした。

この後の進め方について、まず事務局から説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(室長)

皆さん、お疲れさまです。長々とすみませんでした。

休憩前にありました「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の取り扱いですけれども、事務局としては、話し合いをもっていたきたいということを考えておりますが、労使の皆様方はいかがなのか、その辺を確認していただきたいと思えます。

(会長)

今の問題については、話し合いの場を設けて検討したいということでございますが、それについて、何かご意見はございますでしょうか。

(徳武委員)

私どもとしては、中断前に申し上げたとおり、判断するにあたって、労側のお話をよく聞いたうえで判断したいと思っておりますので、そういう機会を設けていただければありがたいと思います。

(会長)

それでよろしいでしょうか。

(桑原委員)

はい。

(会長)

では、具体的な進め方は、また事務局でいろいろ検討していただいて、やっていきたいと思えます。

それでは、電子部品等の特定最低賃金についての話は以上とさせていただきます。

では、続きまして、今度は自動車(新車)、附属品等についての特定最低賃金改正の必要性についての審議に移りたいと思えます。自動車です。これにつきまして、労働者側からご意見を伺いたいと思えます。

(桑原委員)

自動車部品等につきましては、昨年までは公正競争ケースで申し出ておりましたが、今年度につきましては労働協定ケースでの申し出に変更しております。こちらにつきましても、例年どおり労使でしっかり主導権をもって話していくものだと思っておりますので、必要性はあるとして金額審議につなげていただければと思っております。

(会長)

それでは、使用者側のご意見を伺いたいと思えます。

(徳武委員)

それでは申し上げます。まず、今、ご説明がありましたように、自動車関係につきましては、去年まで公正競争ケースで申し出があったものが、今年は労働協約ケースになったということですが、今、自動車の関連する産業におかれましては、半導体の問題とか、脱炭素の問題、MaaSの問題とか、いろいろな難しい問題がある中で、労使がこのように素早く締結に結びつけたということは、非常に敬意を表します。

先ほど少し問題になった割合の件ですが、こちらは4割近くに達しておられるということと、それからこちらの産業に従事される方は、例えば一つの業種、一つ職種で例を挙げさせていただくと、自動車の整備をされる方とかいらっしゃるわけですが、素人で恐縮なのですが、今、非常に自動車が高度化して複雑化しているという中で、

やはり安全に車が運転できるように整備していただいているとか、あるいは自動車という大きなものなのですけれども、それに当たってライフスタイルに合わせた車を選んでいただいたりとか、あるいは高齢者の運転の問題がありますけれども、安全な車を選んでいただくということで、非常に私どもにとっては高度な知識、技能を使っていただいて業務にあたっていただいております。そういう観点からは、県最低賃金を上回る業界の特定最低賃金を設けることは適当だろうと考えておりますので、これは改正の必要があると考えております。

(会 長)

それでは、労使双方から必要性があるということでございました。従いまして、「新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業」につきましては、特定最低賃金についての改正の必要性がありということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、これについては、特定最低賃金の扱いとして進めてまいります。これについては、改正決定の必要性を認める答申をすることといたします。

それでは、今度は「各種商品小売業」の改正の必要性についてでございます。まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。

(桑原委員)

各商品小売業につきましては、昨年、一昨年と小委員会を設けていただいて、必要性の審議をしてきたところです。今年につきましても、申し出要件は満たしているとは思いますが、やはり地賃の上がり幅等でこの場で必要性ということを決めていくのは難しいかと思っておりますので、今年度につきましても小委員会を設けていただき、その中で必要性について話をしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(会 長)

ただいま労働者側委員から、昨年度と同様に検討小委員会を設置して審議をしたい旨の提案がなされましたけれども、使用者側としてはこれについていかがお考えでしょうか。

(徳武委員)

今ほど労働者側委員からお話がありましたように、とりあえず小委員会で意見交換をさせていただくわけですけれども、そのようなことも踏まえまして、そもそも今回公正競争ケースでも申し出ということですが、制度の要件である公正競争が阻害されているということも含め協議させていただければ。

(桑原委員)

そういうことも踏まえて小委員会の中で話していければと思っております。

(徳武委員)

では、その場の中で。

(桑原委員)

ここでは、例えばお互いの中で、私どもはこう思うという部分と、使用者側とで合わない部分があったら、またそこで協議になりますので、小委員会の中でしっかりと話をしていければというのが私どもの考えです。

(徳武委員)

先ほど電子部品のところでも申し上げましたけれども、やはりよくお話を伺ったうえで判断する必要があるかと思っていますので、労働者側で小委員会なりという形で話し合いをしたいということであれば、私どももそのような形で進めさせていただければということです。

(会 長)

それでは、本年度も検討小委員会で審議していただくということにいたします。

それでは、事務局から新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程の説明をお願いいたします。

(室 長)

皆様、お疲れさまです。お手元の資料 4 に「新潟県地方最低賃金審議会運営規程」を添付させていただいております。ご覧になっていただければと思いますけれども、第2条に目的がありまして、審議を行う内容が書いてあります。この小委員会は任意の組織でありまして、専門部会とは異なり、小委員会の決議をもって審議会の決議とすることはできないため、結論が得られた場合は、報告書を作成し審議会に報告するということとなりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

(会 長)

それでは、新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程のとおり実施するということでご異議ございませんでしょうか。

(木南委員)

検討小委員会について確認したいのですが、従来「各種商品小売業」の必要性の審議のためにということで、運営規程第2条第1号に基づいて議決されているということだと私は理解しています。先ほど電気についても話し合いの場を設けてということでしたけれども、それは小委員会で議論するということになるのでしょうか。どうなるのでしょうか。

(室 長)

事務局としましては、この小委員会でご議論いただければと考えております。

(木南委員)

となると、小委員会で審議するために議決が必要ですね。特定の最低賃金の改正に関する事項ということで、今、小売のように議決して、これから小委員会におろしていくわけですけれども、電気については、先ほど話し合いの場を設けるといだけの結論だったと思うのですけれども、小委員会で議論させるという趣旨だったのですか。

(室長)

大変失礼しました。小売と同じようにこの場で確認いただいて、それからスタートという手順になろうかと思えます。

(木南委員)

分かりました。もう少し聞きたいのですけれども、検討小委員会というのは、あくまで検討小委員会であって、各種商品小売に対する検討小委員会という形をとっていませんよね。要は、この後、恐らく一つの検討小委員会の中で小売りをやることを前提にして委員が指名されると思うのですけれども、その指名された委員の人たちが電気についても議論をするということなのですか。

(室長)

事務局として考えているのは、それぞれ小委員会を設けていただく。ですので、それぞれ委員を選任していただくという形です。この後、またご説明させていただきたいと思えますけれども、第3条の中でその委員について触れられております。それによると、各側代表委員の推薦を受けて会長が指名するということになっております。

(木南委員)

私が読む限りでは、この運営規程はあくまで検討小委員会というもののための運営規程であって、各種商品小売業検討小委員会でもなければ電気検討小委員会でもないので、検討小委員会を複数設けることは規定上できないような気がするのですけれども、大丈夫なのですか。

(室長)

解釈の仕方もしれませんけれども、同じ小委員会の冠は付けますけれども、別々の議論をしていただくというような整理だといかがでしょうか。

(木南委員)

分かりました。では、事務局としては、小委員会は複数設けることができ、各種商品小売と電気については、会長の指名だと思えますけれども、別の委員になるということもあり得るという認識なわけですね。そこで、第2条第1号に基づく議決もしたほうがいい

ということですか。

(室 長)

そうですね。事務局の手違いで、その確認について会長にお願いすることを怠っていましたので、申し訳ありませんが、この場で皆様方のご確認を再度お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(会 長)

分かりました。

各種商品については小委員会を設けて、そして電気についても小委員会を設けて検討を行いたいという事務局としての案で、先ほどその辺があいまいな話でしたので、一応確認させてもらいたいと思います。

この際ですから一言申し上げますと、小委員会におかれましては、小委員会自体は最終的な結論は出せないということだと思いますが、改正賃金に関する事項については、やはり年内、年度内に改正するのであれば、いずれにしても決定することが非常に大切なことだと思しますので、可及的速やかにかつ慎重に審議をしていただきたいと思います。そして、昨年度も私からお話ししましたが、最終的に意見がまとまらないときは、全会一致で決めるのが大原則だということは私も重々承知していますが、審議会の運営については、審議会令第5条第3項で多数決主義がとられていますので、まとまらないときは審議会で多数決で必要性について決定することもやむを得ないのではないかと私は個人的には思っていますので、それは申し伝えておきたいと思います。

ほかに小委員会について何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、規程に基づき検討小委員会を設置することといたします。

検討小委員会の委員について、事務局から説明をお願いいたします。これは、各種商品についての検討委員会の委員について、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

会長、恐れ入りますが、今の電気について、小委員会を設けることについて、改めてご確認いただければありがたいと思います。

(会 長)

小委員会を設けるというだけですね。委員の選出などはこれから行うという、そういう話ですね。

(室 長)

私から、話し合いというあいまいなお話をさせていただき、今、木南先生から明確にと

ということで話がありましたので、よろしく願いいたします。

(会 長)

すみませんでした。それでは、電子部品の検討についての話に戻りますけれども、これの特定最低賃金の必要性の有無について検討する小委員会を各種小売と別に設けるという形にしたいと思いますが、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

小委員会については、特定の議題についてということになっていますので、それぞれ別の議題だということによってそれぞれに設けるとすることにします。その中身については、これから事務局で進めていってください。

それでは、あちらこちらにいつて申し訳ございません。「各種商品小売業」についての委員について、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

今ほどはすみませんでした。ありがとうございました。

改めて「各種商品小売業」にかかわる小委員会の委員についてお話ししたいと思います。今ほどもお話ししましたとおり、規程の第3条にその委員の規程がございまして、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名するというところでございます。第3条に基づき各側代表の推薦を受けた方の氏名を読み上げさせていただきます。

公益委員、二岸委員と永井委員のお二人、労側委員、桑原委員と片山委員のお二人、使側委員、徳武委員と八木委員のお二人とお聞きしております。以上でございます。

(会 長)

委員については、最終的には会長が指名するというようになっておりますけれども、ただいま紹介された人を委員として指名させていただくということにさせていただきます。そのとおりにということでございます。

ということで、以上で「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業」については改正決定の必要性が認められるので答申することが決定されました。一方、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「各種商品小売業」については、今後検討小委員会で審議していくということになります。ただし、電子部品は検討小委員会の設置だけが認められた段階ですので、中身についてはこれからということになります。答申についても、次回以降の審議会でを行うということになっているということです。

以上、少しばたばたして申し訳ございませんでしたけれども、特定最低賃金について、以上で本日の議論は終わりということになりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今度は議題（４）の「その他」でございます。事務局から何かございますでしょうか。

（事務局）

特に事務局からその他として皆様にお伝えする件はございません。

（会長）

分かりました。それでは、議題は以上でございます。議事進行を事務局にお返しいたします。

（事務局）

ありがとうございました。では、今回の審議会を終了といたしますが、次回、第４回本審は、８月２３日火曜日午前１０時から、ここと同じ４階共用会議室におきまして開催いたしますので、皆様、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、令和４年度第３回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。